

お知らせ

大阪府重症心身障害児・者を支える会

23回 定期総会、交流会・意見交換会

平成28年6月17日(金)

会場 早川福祉会館 4F (ホール)

■〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-9-28

■最寄り駅

- ・地下鉄谷町線藤川中野下車、西へ徒歩10分
- ・地下鉄御堂筋線西田辺下車、東へ徒歩15分(市バスへ乗り継ぎできます)
- ・JR阪和線南田辺下車、南東へ徒歩15分
- ・市バス東住吉区役所前下車すぐ

日程

10:00~	受付
10:30~12:00	総会
12:00~14:00	交流会・意見交換会

交流会・意見交換会

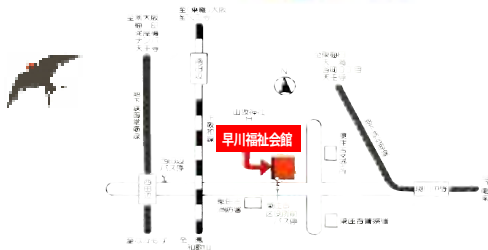
～みんなで語ろう～

テーマ 「重症心身障害児者の暮らしについて」

総会後引き続き

昼食をとりながら思いを語り合います(参加費：無料、昼食付き)

☆お問い合わせ：【支える会】 〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター2F
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
Eメール：osaka@sasaeru.or.jp



OTK

支える

No.95

大阪府重症心身障害児・者を支える会
大阪支部

守る会三原則

- ★決って争つてはいけない
- ★親も個人のもの生き残る権利はない
- ★費用が重なり、運動主義に参加する者は費派を超えること
- ★最も弱いものを一人ももれ無く守る



第53回 重症心身障害児(者)を守る全国大会 青森市にて開催

【大会概要 (予定)】

- と き 平成28年6月18日(土)～19日(日)
- と ころ
ホテル青森 T. (017)775-4141
〒030-0812 青森市堤町1丁目1番23号
青森市文化会館 T. (017)773-7300
〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号
(青森市文化会館は分科会のみ使用)
- 主 催
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
全国重症心身障害児(者)を守る会
青森県重症心身障害児(者)を守る会
- 大会次第
[第1日目] 6月18日(土)
受 付 12:00～13:00
行政説明 13:00～14:00
(厚生労働省障害福祉課)
分科会 14:20～17:00
[第1分科会] 国立施設部会
「法施行3年後の見直しに係わる
法改正への取り組み」

《第2分科会》 重症児施設部会
「法施行3年後の見直しに係わる
法改正への取り組み」

《第3分科会》 在宅部会
「在宅重症児者に対する医療、福祉、
教育の連携」
～地域で安心して暮らしていくために～

《第4分科会》 母親部会
*討議テーマは事前に設定しない

懇 親 会 18:00～20:00

[第2日目] 6月19日(日)
みんなで語ろう 9:00～10:00
式 典 10:30～12:00

●申し込み先：「支える会」事務局

●問い合わせ先：
社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会 事務局
TEL (03)3413-6781～3 FAX (03)3413-6919

会費納入のお願い

平素より、本会の活動に御理解と御尽力を賜り誠に有難うございます。

さて、本会の平成28年度会費の納入時期が参りましたので、同封の振込用紙にて納入賜りますようお願い申し上げます。今後も重症心身障害児者の為に全力を尽くしますので皆様のご支援を賜りますようお願いいたします。

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

＜問い合わせ＞
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556

＜郵便振替＞
00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会

発行所
大阪府重症心身障害児者団体定期刊行物協会の
〒520-0844 大阪市北区南船場二丁目二〇番五
五〇(会員のの方は会費の中に含まれています)

編集責任者
(事務局) 〒545-0021
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター2F
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
運営委員長 山村 幸子
郵便振替口座 00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会

障害者差別解消法がスタート、社会福祉法改正案提出、障害者総合支援法の改正案提出と大きな事柄が続いています。
揺れ動く社会情勢の中、当事者を取り巻く環境は本人のみならず親の高齢化問題が大きく、かつお力、体力ともに厳しい状況にあります。とはいえ、少数で弱い立場にある重症児者の代弁者として第三者の視点にはならず声を上げ続ける必要があります。力を合わせ団結しなければなりません。すべての人が安心して暮らせる世の中を望みます。

編集委員一同

編集後記



支える会クリスマス会

平成27年12月12日(土)、早川福祉会館(大阪市東住吉区)でクリスマス会が開催されました。

96名のご参加をいただきました。暖かい日が続いてはいましたが、会場は熱気にあふれ窓を開けるほどでした。

今回は大阪ゆとりライオンズクラブ様が大阪中之島ライオンズクラブ様にもお声をかけていただき、多くの方々が参加くださいました。

食事を囲みながら、楽しいおしゃべりに盛り上がり、消防士さんデュオによる演奏・歌は母親世代には懐かしい曲ばかりで楽しく聴かせていただきました。

引き続きライオンズクラブの皆さんの演奏・歌に楽しいおしゃべり。今回は小学生のお嬢さんがバイオリン演奏も披露してくださいました。

最後はお楽しみのビンゴゲームに盛り上がりました。いつも多くのクリスマスプレゼントをご準備いただきありがとうございます。

子どもが大きくなると、家でクリスマスを楽しむことがなくなりますが、今年度もクリスマス会を開催することができ、楽しい一日をすごすことができました。(H)



清水 明彦氏
(西宮市社会福祉協議会 常務理事)

「重症児者の暮らしのかたち」

平成28年1月20日(水)、プリムローズ大阪(大阪市中央区)で支える会セミナーが開催されました。講師に西宮市社会福祉協議会・常務理事の清水明彦氏をお迎えして、「重症児者の暮らしのかたち」をテーマに講演をしていただきました。寒いなか66名のご参加をいただきました。

西宮市では障害の重い人たちの地域生活の拠点として青葉園が発足したのが1981年。1990年代には地域での一人暮らし、2000年代からはケアホームも加わり、障害者生活相談・支援センターの発足と西宮市における重症心身障害者の地域自立生活を構築されてきました。

また西宮では個別支援計画は、本人を中心に生活主体者としての暮らしをとりまく支援の計画を立てておられるとのことでした。

本人の高齢化にともない、親の看取り、医療介入、後見、介護保険へ移行などにも本人を中心に支援を展開されていっています。

我が子も成人になり、自宅での今後の生活をどう組み立てていけばよいか頭を悩ませる日々です。

講演レジュメの最後に「ひとりひとり、今ここで自分らしく自分の物語を生きていく主体者」とありました。我が子もそうあってほしいと願っています。(H)



平成25年に成立した障害者差別解消法が4月1日からスタートしました

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

*内閣府のパンフレットから抜粋しています。



「障害者差別解消法」とは

- この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。
- 「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの民間事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。 *下記図参照

- 例：・障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否
・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづら場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの民間事業者に対して、障害のある人（本人自らの意思を表明することや困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。）から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。 *下記図参照

- 例：・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
*合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。合理的配慮サーチ（合理的配慮等具体例データベース）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

ポイント

- 国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者は不当な差別的取扱いが禁止されます。
- 国の行政機関・地方公共団体等は障害者に対し、合理的配慮を行わなければならないとします。民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。
- 対象となる「民間事業者」は、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者、ボランティア活動をするグループなども入ります。
- この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関わりで障害のある人と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にいません。
- 障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談ください。
- 都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができることとされています。障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係をできれば、互いを理解しやすくなります。障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一歩として、この地域協議会をつくるのが期待されます。

詳細は内閣府のホームページより
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

支える会のホームページからも内閣府のホームページにリンクして読むことができます。
<http://www.sasaeru.or.jp>

	国の行政機関・地方公共団体等	民間事業者(会社・お店等)
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力

大阪ゆとりライオンズクラブ様よりご寄付をいただきました。



去る3月24日(木)、兵庫県三木市、チェリーヒルズゴルフクラブにて大阪ゆとりライオンズクラブ様より、今年も本会活動のために第4回チャリティゴルフコンペを開催いただきご寄付を頂きました。

多くの方々の善意のこもったご寄付を賜り深く感謝致します。賜りました御寄付は、会活動の為に大切にさせていただきます。



「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。

- 【個人会員】 ◎年会費 8,400円
本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
◎年会費 3,600円
本会発行「支える」購読料含む
- 【法人・団体会員】 ◎年会費 10,000円(1口)
本部発行「両親の集い」、本会発行「支える」購読料含む
- 【協力会員】 ◎年会費 3,000円(1口)(運営資金の協力会員)
本会発行「支える」購読料含む

☆申込み・問い合わせは事務局までお願いします

「支える会」事務局

〒545-0021
 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
 育徳コミュニティセンター2階
 大阪府重症心身障害児・者を支える会
 会長 山村 寿子
 TEL 06-6624-2555
 FAX 06-6624-2556
 <郵便振替> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>
 メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp

◎様々な御意見・御質問や情報をメール
 や掲載版にお寄せ下さい。



情報提供



「障害児者のきょうだい」セミナー

～きょうだいの立場から照射する障害者のいる家族の生活問題～

ひとりだけで苦しむのはよそう
 ひりだけでボソボソ言うのはよそう
 なせならそれは昔の苦しみだから
 “生きていて本当に良かった。と
 きょうだいと障害者が
 ともに生きる社会を創ろう！”

全国きょうだいの会発足時の呼びかけ文
 (『朝日新聞』読者の欄、1963.4)

●私たちは「障害児者のきょうだい」のセルフヘルプグループです。自分を大切にしたい、自分自身の人生を生きたい、でも障害のある兄弟姉妹と親のとこが気になる…、と苦悩する仲間たちがいます。背景には「障害児者本人のケアは親、きょうだいの責任だ。福祉サービスはあくまでも補助的なものだ」と考える社会の存在があります。「美しい家族愛の物語」を描く社会の狭義があります。残念ながら、私たち自身、その偏見を内側に溜まらせています。

●一方で、「障害児者のきょうだい」は心理的・社会的・経済的にさまざまな困難を抱えています。時には、自らの存在自体を脅かされるような精神的危機に出会うこともあります。障害のある本人と親にはそれなりにサポートが当たるようになってきましたが、その兄弟姉妹(きょうだい)の存在は、世の中の人たちにはあまり知られていないという現実もあります。私たちが日々の暮らしの中で感じている思いを当事者として発信していくことが、さまざまな人たちと交流していくことが、今、必要ではないかと考えています。

●障害のある本人も、親も、きょうだいも、そして世の中の誰もが「生きていて本当に良かった」と言えるように、その人らしく「普通の生活」を過ごせるように…、と願って「障害児者のきょうだいセミナー」を開催します。

●日 時 6月26日(日) 13:10 開場・受付、13:30～16:15

●内 容 佛教大学社会福祉学部准教授・田中智子さんの講演/意見交流会

●会 場 アナックス181法円坂(3階1号室)

住所=大阪市中央区法円坂1-1-35/交通=JR:地下鉄「森ノ宮」から西へ600m、地下鉄「谷町4丁目」駅①出口を東へ500m、難波公園公園となり、KKRホテル向かい

●対 象 概ね18歳以上の「障害児者のきょうだい」、親、テーマに関心がある人

●定 員 45名程度(申し込み順) ●費 用 1,000円

●申 込 下記(必要事項)を記載し、06-6745-6208大阪きょうだいの会へあてて FAXしてください。締め切り=6月18日(土)

- ・「障害児者のきょうだい」セミナー 2016年6月26日 参加申込書
- ・氏名、ふりがな、性別、年齢、住所、電話、Fax、立席(兄・弟・姉・妹・親その他)

※問合せ 大阪きょうだいの会(世帯用090-2384-9368)まで

主 催 大阪きょうだいの会(大阪「障がい」のある兄弟姉妹とともに歩むきょうだいの会)

協 力 全国きょうだいの会(全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会)/京都きょうだいの会(京都「障害者」を持つ兄弟姉妹の会)/神戸きょうだいの会(神戸・心身障害者をもつ兄弟姉妹の会)/NPO法人いぢばん・きょうだいの会くらり/大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会大阪支部)

情報提供

「医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム ステージⅢ」



■日 時 平成28年6月12日(日)
 10:00～16:45(9:00～受付)

■会 場 グランフロント大阪 タワーC：北館8階(大阪市北区大深町3-1)

■主 催 医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム実行委員会

■後 援 大阪府、大阪市、大阪府医師会、大阪府肢体不自由児者父母の会連合会、大阪府重症心身障害児・者を支える会 (予定)

■協 力 一般社団法人 大阪薬業クラブ

■参加費 無 料(定員150名)

■内 容 第1部 基調講演……………(10:00～11:30)

「医療と福祉の連携のための実践と展望」(仮題)

～多機能型拠点の実践を通して～

講師： 名里 晴美氏(社会福祉法人訪問の家 理事長)

講 演……………(11:30～12:00)

「大阪府ケアコーディネート事業の実践と展望」(仮題)

講師： 未 定 (大阪府福祉部)

第2部 パネルディスカッション…(12:45～15:45)

テーマ 「地域ケアシステムの構築から実践へ」(仮題)

コーディネーター： 大谷 悟 氏(大阪体育大学健康福祉学部教授)

パネリスト： 位田 忍 氏(大阪府立母子保健総合医療センター)

山岡 茂博氏(社会福祉法人弥栄福祉会 くまどり弥栄園)

岡本 晃 氏(こころ相談支援センター・NPO法人理事長)

小川 英夫氏(岸和田支援学校教頭)

西本 好栄氏(訪問看護ステーション ナース栄会 管理者)

崎田 悦子氏(貝塚市在住)

小原 英輔氏(生活介護事業所「わい×2」管理者)

第3部 講 演……………(15:45～16:45)

「連携の強化に向けて」

～脳性麻痺の二次障害への取組について～ (仮題)

講師： 柴田 徹 氏(社会医療法人大道会森之宮病院 副院長兼小児整形外科部長)

■申し込み・問い合わせ先 大阪府重症心身障害児・者を支える会内 実行委員会

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティセンター2F

TEL.06-6624-2555/FAX.06-6624-2556/メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp